

## 第Ⅲ章 林業・山村の活性化

### (要約)

林業は、木材等の林産物を生産するとともに、森林を適切に整備することにより、地球温暖化防止をはじめ森林のもつ多面的な機能の持続的な発揮に貢献しており、温室効果ガスの排出を自然の吸収量の範囲内に収め、化石燃料に依存しない低炭素社会の実現を図る上で重要な役割を担っている。

しかしながら、我が国の林業については、森林資源が充実しつつある中、国産材の安定供給への期待が高まるなど追い風ともいえる状況もみられる一方で、例えばスギの山元立木価格はピークの7分の1となるなど、木材価格の下落等による長期的な林業採算性の悪化等を背景として、林業生産活動は依然として停滞を続けている。

このような中、林業を活性化するためには、間伐等の施業の集約化を推進し、林業経営の規模の拡大や林業生産コストの低減を図ることが必要である。特に、林業採算性の悪化等により施業意欲が低下している森林所有者に対しては、森林組合等の事業体が積極的に森林施業の実施を働きかけ、また、効率的な施業を実施することにより森林所有者の収益の確保又は負担の軽減を図ることが重要である。

これに加え、木材産業における木材の流通・加工コストの低減に向けた安定的な供給体制の整備等を通じて林業採算性が向上することは、森林所有者等が継続的な林業生産活動を維持できるような条件の整備と、効率的かつ安定的な林業経営の確立につながる。

山村には、林業に携わる人々の多くが居住しており、森林のもつ多面的な機能を発揮する上で重要な役割を果たしているが、基幹産業である農林業の衰退等の影響もあり、振興山村における高齢化率が3割に達するなど、山村の過疎化・高齢化が進行している。これが更に進行した場合、集落の衰退や消滅につながり、適正な整備が十分には行われぬ森林が増加し、ひいては森林の多面的機能の発揮への影響も危惧される状況となっている。

森林のもつ多面的機能を将来にわたり持続的に発揮させていくため、森林・林業に関わる人々が山村に定住し、林業生産活動等を継続できるよう、都市の企業等と山村との協働などにより山村の活性化を図ることが必要である。

## 1 林業の現状と課題

林業は、経済行為として行う生産活動を通じて、木材等の林産物を生産するとともに、森林を適切に整備することにより、地球温暖化防止をはじめ国土の保全や水源のかん養など、森林のもつ多面的な機能の持続的な発揮に貢献している。

また、第I章に記述したとおり、木材は、樹木の成長の過程で光合成により大気中の二酸化炭素を吸収して生産された有機物であり、その利用を通じ、①固定された炭素の貯蔵、②製造時に多くの化石燃料を消費する他の資材の代替、さらに、③木材のエネルギー利用による化石燃料の使用量の削減により地球温暖化の防止に貢献しており、これらの特性をもつ資材である木材の生産は林業によって担われている。

このように、林業は、森林の整備や木材の生産により、温室効果ガスの排出を自然の吸収量の範囲内に収め、化石燃料に依存しない低炭素社会の実現を図る上で重要な役割を担っている。

我が国の林業については、森林資源が充実しつつある中、木材貿易を巡る情勢の不透明さや木材加工技術の向上を背景とする国産材利用量の拡大等により国産材の自給率が平成17年から3年連続して上昇し、国産材の安定供給への期待が高まるなど追い風ともいえる状況もみられる。一方、木材価格の下落等による長期的な林業採算性の悪化等を背景として、林業生産活動は依然として停滞を続けている。

### (1) 林業経営の動向

#### (林業産出額)

平成19年の林業産出額は4,414億4千万円で、木材生産、栽培きのこ類の産出額が共に増加したことにより、前年に比べ2.1%増加した。このうち、木材生産による産出額は2,255億8千万円で、スギの生産量の増加等により前年に比べ3.9%増加した(表Ⅲ-1)。

表Ⅲ－1 林業産出額

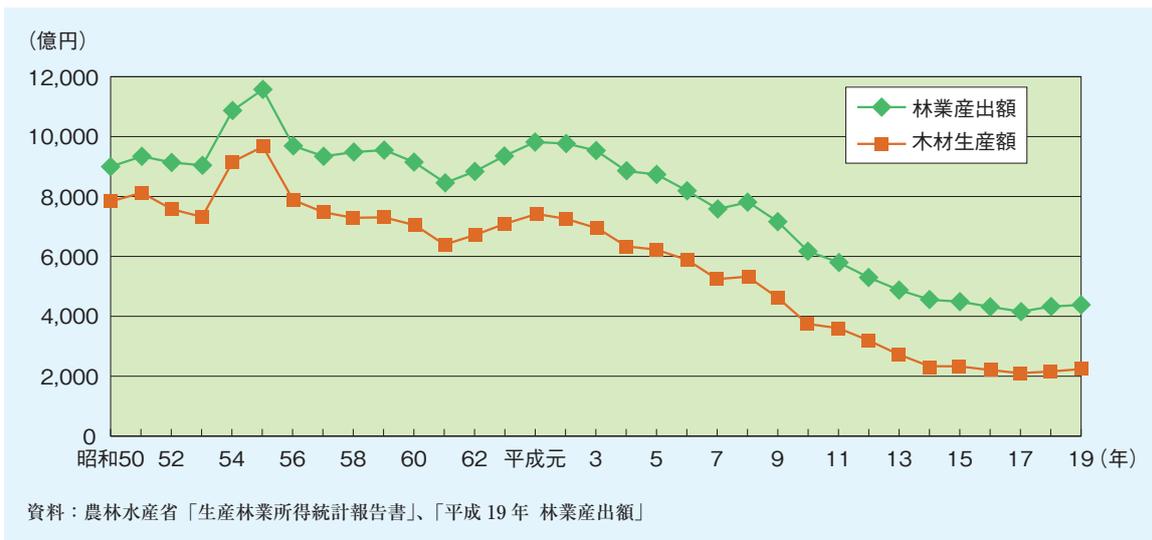
(単位：億円)

	平成18年		平成19年		対前年 増減率 (%)
		構成比 (%)		構成比 (%)	
林業産出額	4,322	100.0	4,414	100.0	2.1
木材生産	2,171	50.2	2,256	51.1	3.9
薪炭生産	56	1.3	55	1.2	-2.1
栽培きのご類	2,071	47.9	2,083	47.2	0.6
林野副産物採取	24	0.6	21	0.5	-14.4
生産林業所得	2,488	-	2,464	-	-1.0

資料：農林水産省「平成19年 林業産出額」

平成19年の林業産出額は、10年ぶりに前年比で増加した平成18年に続き2年連続して増加したが、長期的には減少傾向で推移しており、ピーク時である昭和55年の1兆1,582億円の38%となっている（図Ⅲ－1）。また、昭和50年頃には林業産出額の9割近くを占めていた木材生産額は、平成19年には林業産出額の5割程度となっている。

図Ⅲ－1 林業産出額の推移



(林業所得)

平成19年度の林家一戸当たりの林業粗収益は190万円、林業経営費は161万円であり、林業粗収益から林業経営費を差し引いた林業所得は29万円と前年度に比べ減少している(図Ⅲ-2、表Ⅲ-2)。

図Ⅲ-2 林業所得の推移



表Ⅲ-2 林業所得の推移 (内訳)

(単位：千円、m<sup>3</sup>)

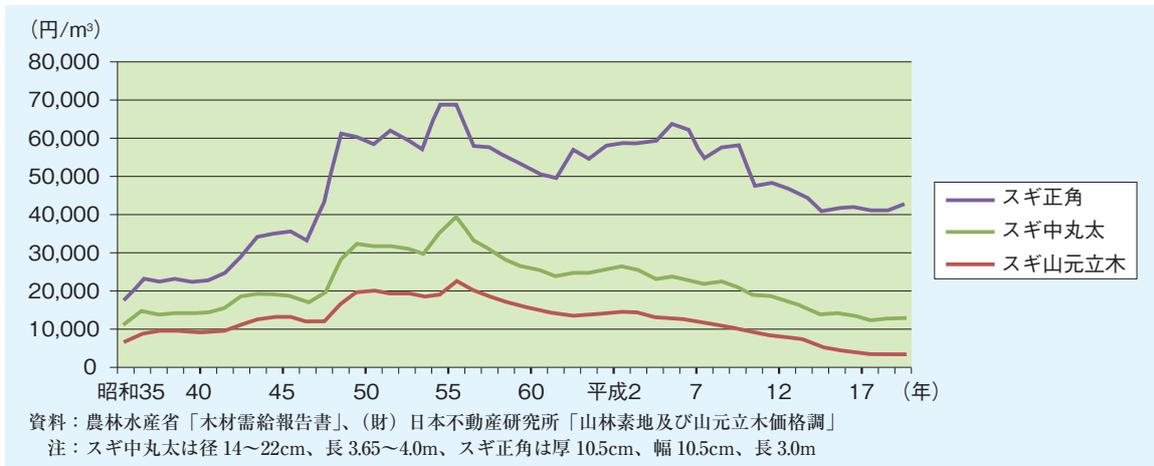
	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
林業粗収益	2,751	2,497	2,396	2,603	1,904
素材生産	2,002	1,786	1,667	1,635	1,246
立木販売	384	300	266	409	275
その他	365	412	464	559	383
林業経営費	2,235	2,081	2,109	2,125	1,613
請負わせ料金	645	613	707	626	539
雇用労賃	428	379	339	345	270
原木費	245	230	248	308	125
その他	917	859	815	846	679
林業所得	516	417	287	478	291
伐採材積	167	165	199	154	125

資料：農林水産省「林業経営統計調査」

(林業採算性の悪化)

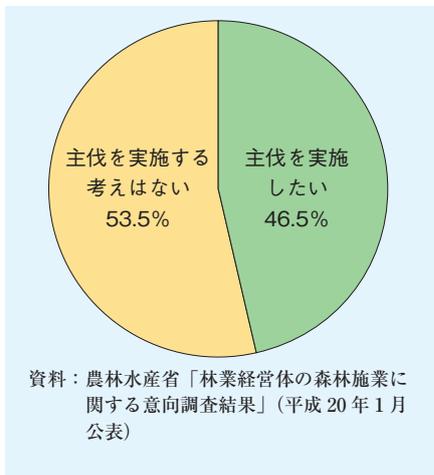
スギの山元立木価格は昭和55年をピークに下落を続けており、平成20年は1m<sup>3</sup>当たり3,164円と昭和55年の7分の1の水準であり、10年前の平成10年の価格と比較しても3分の1程度となっている。また、丸太価格、製材品価格についても同様に、昭和55年をピークとして長期的に下落している（図Ⅲ-3）。

図Ⅲ-3 木材価格の推移

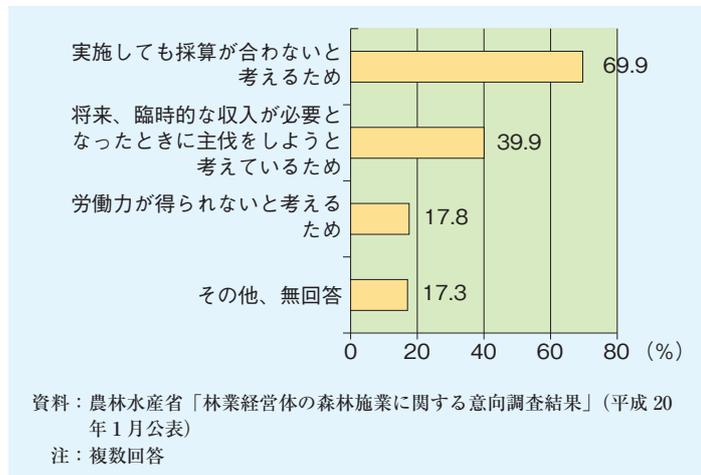


農林水産省の調査によると、伐期にある山林を保有している林家に対し、今後5年間に主伐を実施するかどうか意向を聞いたところ、実施する考えがないという林家が半数以上を占め、そのうち、採算が合わないという経済的理由から主伐を実施しないとする回答が約7割を占めている（図Ⅲ-4、5）。

図Ⅲ-4 主伐の実施に関する意向



図Ⅲ-5 主伐を実施する考えのない理由



(林業経営の規模)

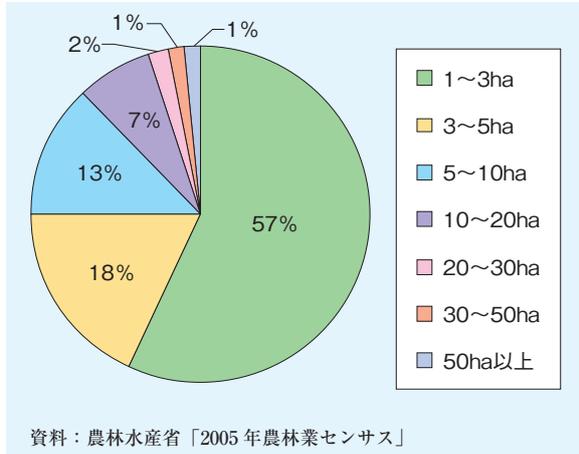
私有林の所有構造や林業事業者の事業規模は小規模零細であり、個々の森林所有者が単独で効率的な施業を実施することは困難である。

2005年農林業センサスによると、保有山林<sup>(注1)</sup>の面積が1ha以上の世帯である「林家」の数は約92万戸であり、そのうちの57%が3ha未満の保有となっている(図Ⅲ-6)。

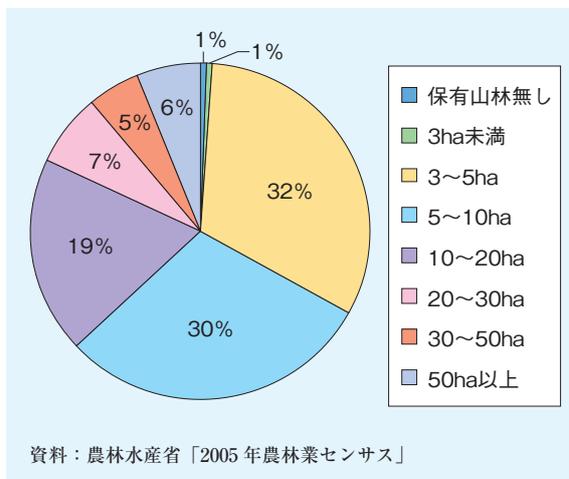
「林業経営体」<sup>(注2)</sup>の数は20万で、そのうちの64%が10ha未満の保有山林となっている(図Ⅲ-7)。また、林業経営体の95%が法人でない経営であり(図Ⅲ-8)、そのほとんどが家族林業経営である。家族林業経営のうち、世帯で最も多い収入が林業収入である経営体は約3千であり、全林業経営体の1.5%、全林家数の0.3%に過ぎない。

なお、近年、大規模な森林を所有する林家において相続を契機として、所有する森林が細分化する例や経営の規模が縮小する例、また、後継者が林業経営自体を放棄する例もみられている。

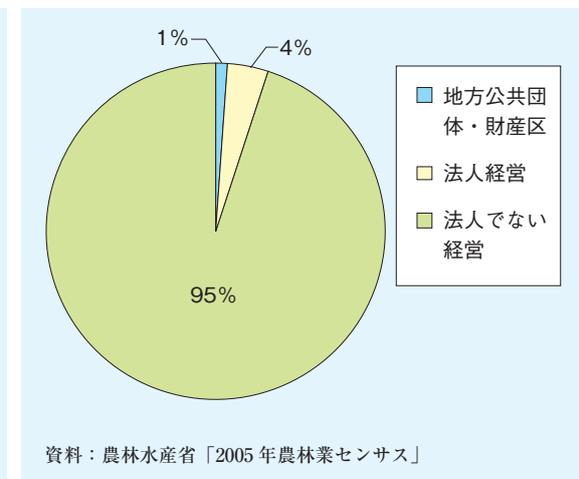
図Ⅲ-6 林家の保有する山林の規模



図Ⅲ-7 林業経営体の保有山林の規模



図Ⅲ-8 林業経営体の組織形態別内訳



(注1) 世帯または会社等が単独で経営できる山林のことであり、所有山林のうち他に貸し付けている山林などを除いたものに他から借りている山林などを加えたものをいう。

(注2) 保有山林面積が3ha以上かつ過去5年間に林業作業を行うか森林施業計画を作成している、委託を受けて育林を行っている、委託や立木購入により200m<sup>3</sup>以上の素材生産を行っている、のいずれかに該当する者。

## (2) 林業事業体の動向

### (森林組合の動向)

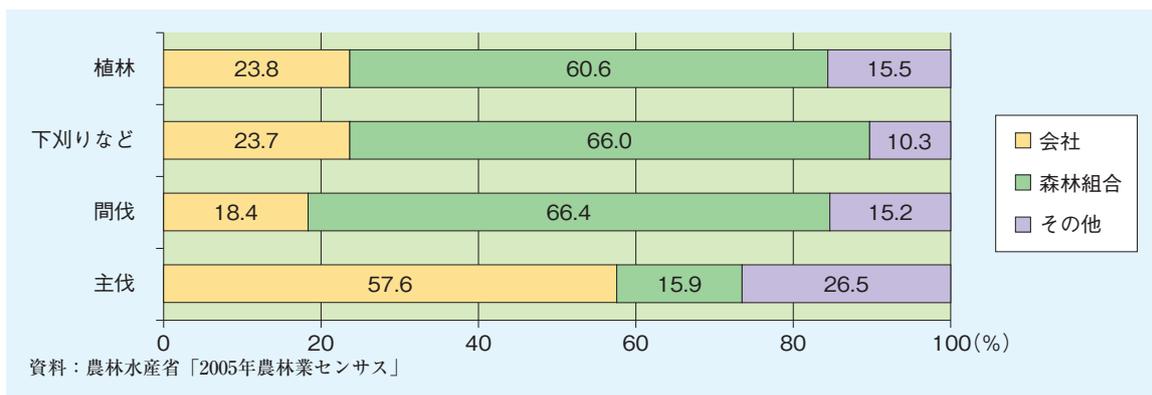
森林組合は、組合員である森林所有者に対する経営指導、森林施業の受託、林産物の生産・販売・加工等を行う、森林組合法に基づく森林所有者の協同組織である。平成18年度末の組合員数は約160万人であり、組合員が所有する森林の面積は都道府県有林を除く民有林の7割に達している。

事業を行う地区の範囲により森林組合を区分すると、2市町村以上にまたがる、いわゆる広域組合が400組合で全体の52%、市町村の行政区域を組合の地区とする組合が364組合で同48%となっている。

森林組合の経営基盤を強化する観点から組合の合併を積極的に推進しており、最も多かった昭和29年度には5,289であった組合数は平成18年度末には764まで減少している。

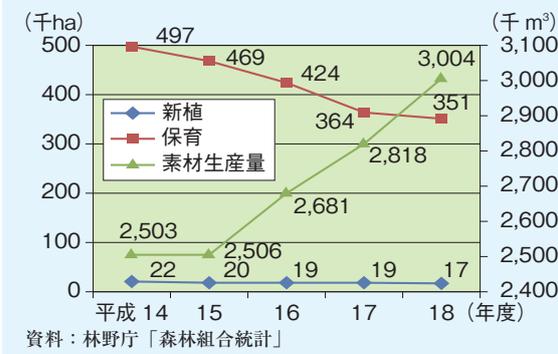
「2005年農林業センサス」によると、森林組合は、新植や下刈、間伐などの森林施業の受託面積の6割以上を実施するなど、我が国の森林整備の中心的担い手である。一方、主伐については約16%を実施しているにとどまっており、森林組合は造林・保育等の施業を中心とした事業を実施してきていることがわかる（図Ⅲ-9）。

図Ⅲ-9 林業作業の受託面積割合

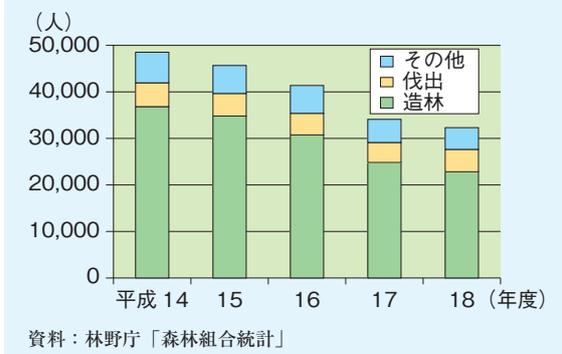


森林組合の実施した新植、保育面積は近年減少傾向にある一方、素材生産量は増加している（図Ⅲ-10）。また、森林組合の雇用労働者は平成18年度の時点で3万2千人であり、そのうち造林作業の労働者が約2万3千人、伐出作業の労働者が約5千人となっている（図Ⅲ-11）。

図Ⅲ-10 森林組合の事業量の推移



図Ⅲ-11 雇用労働者数の推移



今後、人工林の高齢級化に伴い、新植や保育を中心とした労働集約的な作業から、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムによる間伐や主伐といった素材生産を効率的に実行しうる体制への移行が課題である。

なお、森林吸収源対策として一層の間伐の実施が必要であり、また、山村地域における雇用機会の確保が課題となる中、一部の森林組合では、既存の人材や機材等を有効活用できる建設業者と連携して路網整備や間伐等を実施する動きもみられる。

(森林施業の委託先としての森林組合等への期待)

農林水産省が実施した「林業経営体の森林施業に関する意向調査結果」によると、林家が保有山林の施業や管理を委託する場合の委託先については、森林組合を委託先とするという回答が約83%となっている(図Ⅲ-12)。

図Ⅲ-12 施業や管理を委託する場合の委託先に関する意向

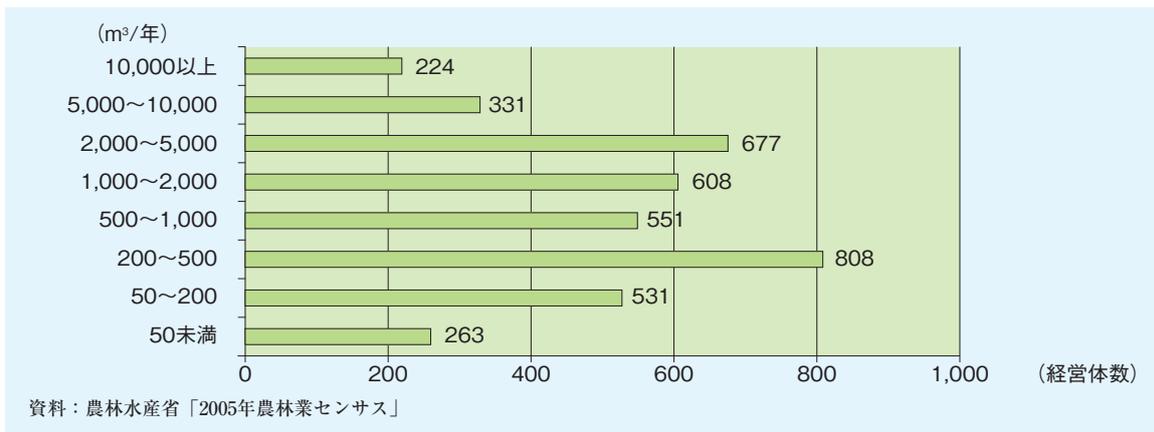


森林所有者の不在村化、高齢化等の進行により自ら施業等を実施できる森林所有者が減少する中、森林施業の委託先として、地域と密接な関わりをもつ森林組合等の事業者に対する期待は大きい。

## (素材生産業者の動向)

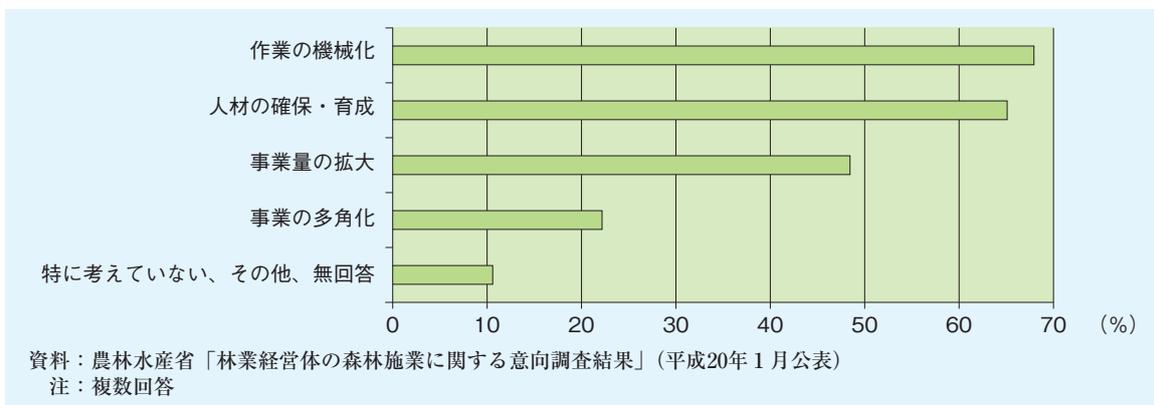
2005年農林業センサスによると、受託もしくは立木買いにより素材生産を行った林業経営体約4千のうち、86%は年間の素材生産量が5,000m<sup>3</sup>(注)未満の事業規模であるなど、事業体の規模は小規模となっている(図Ⅲ-13)。

図Ⅲ-13 受託もしくは立木買いにより素材生産を行った林業経営体の規模



素材生産を実施する事業体を対象として農林水産省が実施した調査によると、安定的な経営を行うために取り組みたいと考える方策について聞いたところ、「作業の機械化」との回答が約68%と最も多く、次いで「人材の確保・育成」が約65%、「事業量の拡大」が48%となっている(図Ⅲ-14)。

図Ⅲ-14 安定的な経営を行うために取り組みたい方策



(注) 伐出コストと年間生産量との関係から、高性能林業機械システムを導入した方が有利となる素材生産量の目安が5,000~6,000m<sup>3</sup>以上とされている(全国林業改良普及協会「機械化のマネジメント」2001.3 P159~160「伐出コストと年間生産量」)。

今後、我が国の人工林は育成段階から本格的な利用段階に移行することを踏まえ、各地で整備されている大規模な国産材製材工場等に対して、国産材の原木を安定的に供給することが期待されている（P130参照）。このため、素材生産業者に対しては、事業規模の拡大や効率的な作業システムの導入に取り組むことにより、安定的な経営を確立することが求められる。

近年は、素材生産を中心として事業を実施してきた業者が、効率的な作業システムの導入により高い生産性を実現する例や、自社が伐採した跡地に植林をするため造林・保育事業などを実施する例などがみられるようになっている。

## 事例Ⅲ－1

## 効率的な作業システムにより高い生産性を実現する取組

兵庫県の林業事業体Y社は、複数の高性能林業機械と高密路網を組み合わせた、機械の能力を最大限に発揮させる作業システムにより列状間伐を中心とした事業を実施し、林地の保全にも配慮しつつ高い生産性を確保することで森林所有者への利益還元を実現している。これにより森林所有者の施業意欲を喚起し、複数の森林所有者が自ら所有する森林を取りまとめ、同社に間伐を依頼するなどの例もみられており、地域における森林施業の集約化にも貢献している。



## 事例Ⅲ－2

## 素材生産から造林・保育までのトータルコストを削減する取組

熊本県の林業事業体I社は、西日本で最初にプロセッサを導入するなど機械化による生産性の向上にいち早く取り組む一方、車両系での集材が困難な急傾斜地等において架線により効率的な集材を行うための機器の開発等にも取り組んでいる。また、最近ではロングリーチグラップルを活用して全木集材と地拵えを同時に行うことにより経費の削減を図っているほか、研究機関や大学と連携し、大苗の疎植や坪刈りなど、伐採から育林までのトータルコストを削減する作業システムの開発に取り組んでいる。

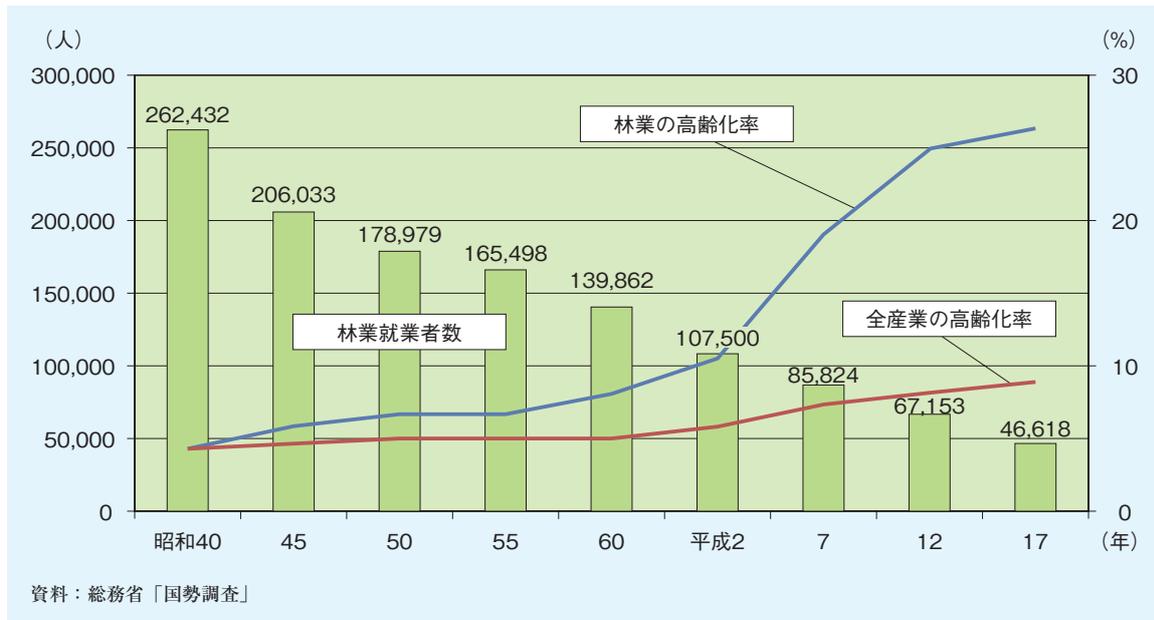


### (3) 林業労働力の動向

#### (林業労働を取り巻く状況)

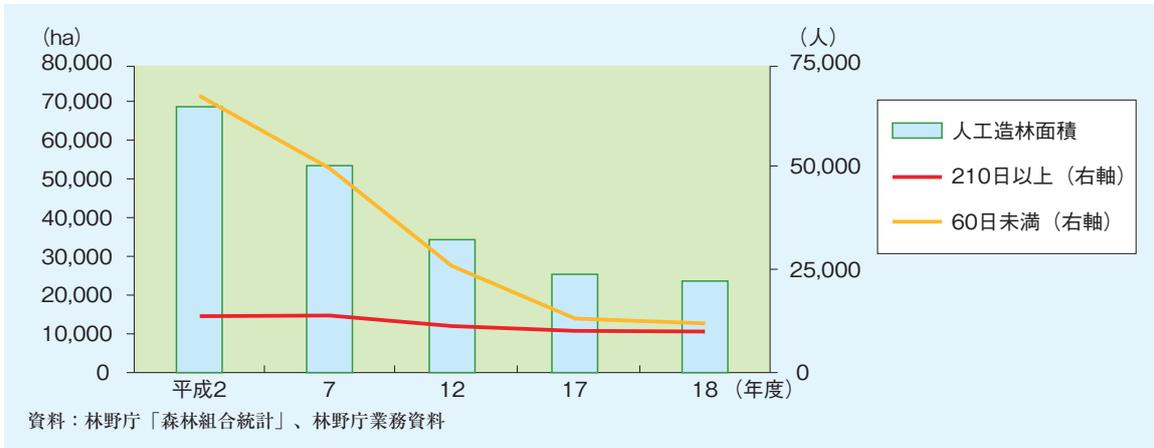
多面的な機能を発揮するために必要な森林の整備等を実施するのは主に山村で林業に就業する人々である。これら林業就業者の数は、木材価格の下落等により林業採算性が悪化する中で、また、森林所有者の経営意欲の低下に伴う林業生産活動の停滞や森林資源の成熟化の中で、植付・下刈などの造林事業量の減少等を反映し、長期的に減少傾向で推移しており、平成17年には4万7千人にまで減少している。さらに、林業の高齢化率（65歳以上の就業者の割合）は全産業と比較して高い水準にある（図Ⅲ-15）。

図Ⅲ-15 林業就業者数及び高齢化率の推移

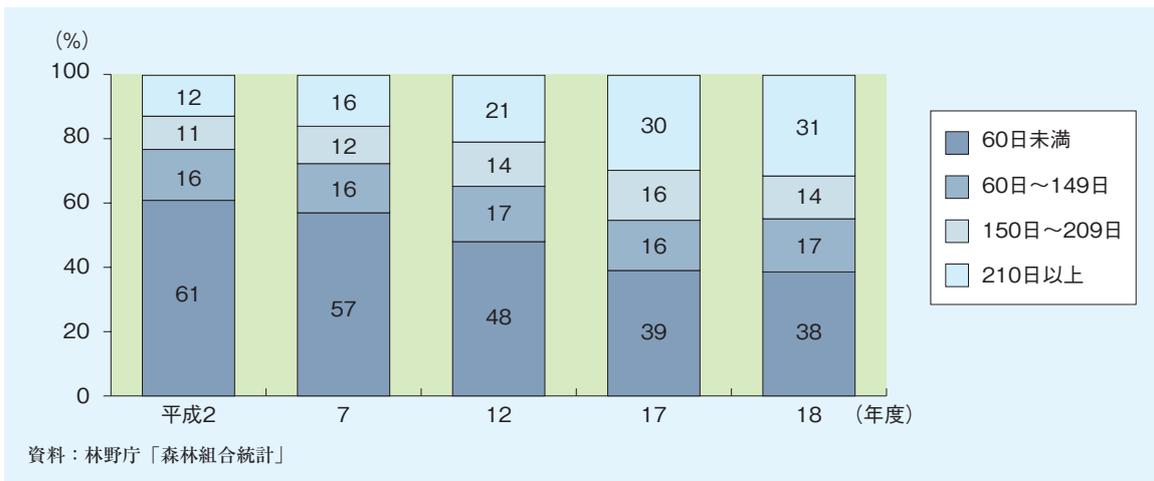


林業における作業のうち、特に植付・下刈等の造林作業は、これまで主に森林組合が担ってきたが、造林作業量等の減少に伴い、造林作業があるときのみ季節的に雇用される労働者が主に減少してきた（図Ⅲ-16、17）。この結果、通年で働く専門的な雇用労働者の占める割合が増加し、社会保険等が適用となっている者の割合も増加してきている。さらに、高性能林業機械の導入や作業道等の路網整備によって林業労働者の労働負荷が軽減するなど、総体的にみると高齢化した労働力の若返りを図ることが可能な就業環境が整いつつあるものの、雨天の場合は作業を中断する等、労働日数が天候に大きく影響を受けるため、依然として日給制が大勢を占めている（図Ⅲ-18）。

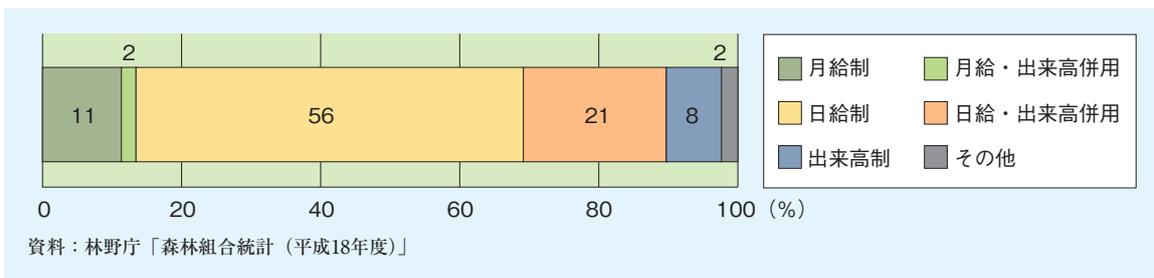
図Ⅲ-16 人工造林面積と森林組合の雇用労働者数の推移



図Ⅲ-17 森林組合の雇用労働者の年間就業日数の推移



図Ⅲ-18 森林組合雇用労働者の賃金支払形態別割合



(林業労働力の確保・育成)

林業就業者の高齢化は急速に進行しており、若者等を中心とした新規林業就業者の確保・育成が喫緊の課題であることから、林野庁は、平成15年度から、林業就業に意欲を有する若者等に対して、林業に必要な基本的な技術の習得を支援する「緑の雇用」事業を実施している。研修内容については、平成18年度からは2年目研修として、かかり木や風倒木などの危険木を安全に処理する技術に関する研修を、平成20年度からは3年目研修として、作業道等の路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムによる効率的な作業や集約化のための施業プランの提案など、効率的な施業の実施に必要な技術に関する研修を追加している（図Ⅲ-19）。

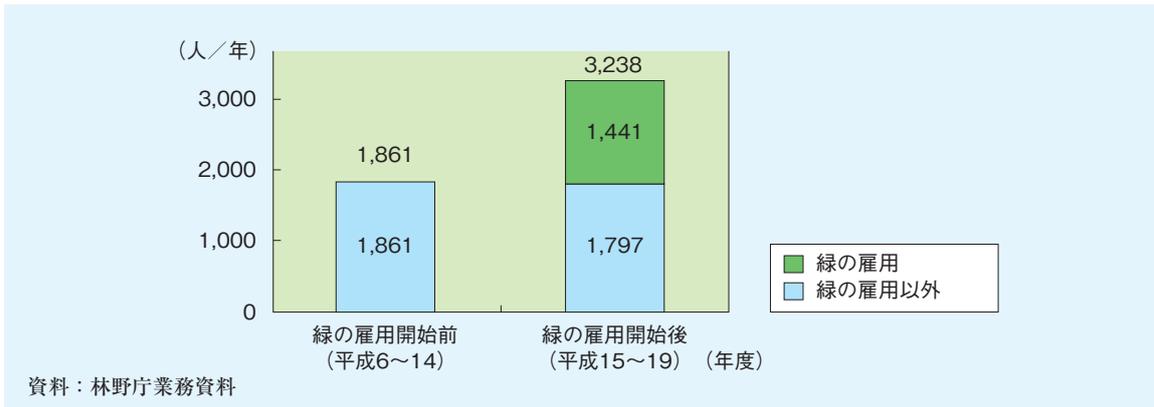
図Ⅲ-19 「緑の雇用」事業の概要



なお、平成15年度から19年度までの5年間で7千人を超える者が1年目の基本研修を修了しており、約1,500人が2年目の技術高度化研修を修了している。

「緑の雇用」事業実施以前は年間平均約2千人であった新規就業者は、事業実施以降には年間平均約3千2百人にまで増加している（図Ⅲ-20）。

図Ⅲ-20 林業への新規就業者数



また、平成19年度の新規就業者数は3千人と前年度と比較して26%増加しており、特に素材生産業者等の民間事業者においては前年度より37%増加している（図Ⅲ-21）。これは、京都議定書に基づく森林吸収量の目標達成に向け間伐事業量の増加が見込まれることや、民間事業者に対して重点的に「緑の雇用」事業の活用を働きかけたことが影響しているものと考えられる。

図Ⅲ-21 林業への新規就業者数の推移（就業先別）



今後とも、林業労働力を持続的に確保していくためには、健康で安全な職場づくりが不可欠であり、労働災害の防止に向けて、林業事業者に対する安全指導の徹底や新

規就業者等を対象とした安全で実践的な作業技術を習得するための研修等の取組を進めていく必要がある。

なお、林野庁では、人工林の高齢級化等に伴い今後見込まれる事業量の増加に必要な労働力の確保については、「緑の雇用」等による新規林業就業者の確保、林業就業者の年間就労日数の増加、作業道等の路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの整備による生産性の向上等により図っていくこととしている。

#### (4) 効率的で安定的な林業経営の確立

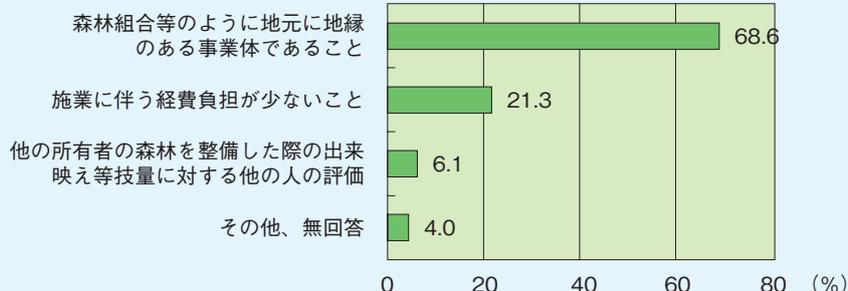
##### (森林施業の集約化)

林業生産活動が停滞を続ける中、林業を活性化するためには、林業の採算性の向上を図ることが必要であるが、我が国の私有林の零細な所有規模では、個々の森林所有者等が単独で効率的な施業を実施することは困難であることから、施業の集約化<sup>(注)</sup>を推進し、林業経営の規模の拡大や林業生産コストの低減を図ることが必要である。

施業の集約化を進めることにより作業箇所がまとまるため、①路網を効率的かつ合理的に配置し、②高性能林業機械による効率的な作業ができるようになることから、木材生産コストの低減が図られることとなる。

農林水産省が実施した「林業経営体の森林施業に関する意向調査結果」によると、森林施業の委託先を決定する際の判断基準について聞いたところ、「森林組合等のように地元で地縁のある事業体であること」とする回答が約69%と最も高かった(図Ⅲ-22)。

図Ⅲ-22 森林施業の委託先を決定する際の判断基準



資料：農林水産省「林業経営体の森林施業に関する意向調査結果」(平成20年1月公表)

このように、森林所有者等が施業を委託する場合、地域と密接な関わりのある事業体であることが重要であると考えられることから、森林施業の集約化を進めるに当たっては、地縁があるとともに森林整備の中心的な担い手である森林組合等の事業体を中心として進めることが効率的である。

また、森林組合等の事業体としても、人工林の高齢級化の進行や長伐期化等への施業体系の変化等に伴い、将来に向けて安定した事業量を確保するとともに適切な森林整備を推進するため、従来の造林・保育を中心とした事業から利用間伐等の伐採を通

(注) 林業事業者等が、隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の森林施業を受託し、一括して作業を実施すること。個々の所有者の森林ごとに行うよりも効率的に施業を実施できることからコストダウンを図ることが可能となる。

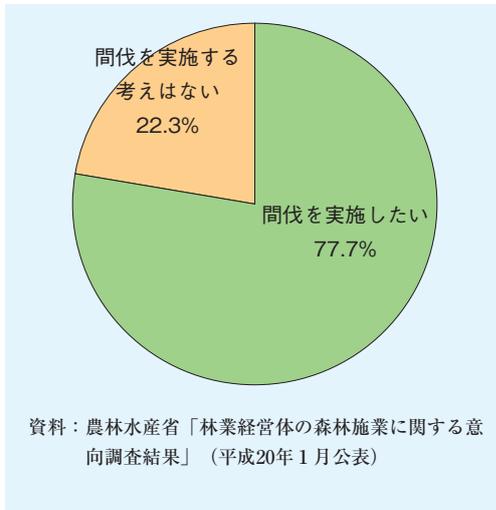
じて原木販売を主体とする事業へ移行することが必要なことから、森林施業の集約化を進めることが必要である。

## (提案型集約化施業の普及・定着)

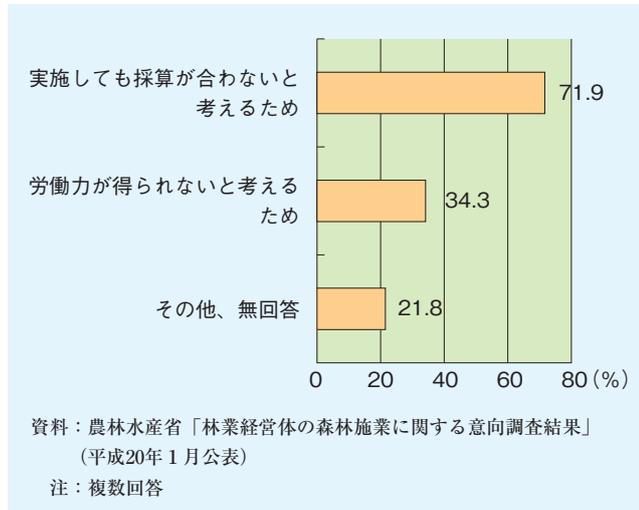
提案型集約化施業とは、森林所有者等から施業を依頼されるのを待つだけでなく、森林組合等の事業体の側から森林所有者等に対し、森林の現況を示した写真や施業の方針、施業を実施するのに必要な経費や木材の販売額など、事業を実施した場合の収支を明らかにしたデータなどを提示しつつ、具体的な施業の必要性を喚起することにより森林所有者等の施業意欲を積極的に引き出していこうとする取組である。

農林水産省の調査によると、間伐期にある山林を保有する林家が今後5年間に間伐を実施する意向について聞いたところ、「間伐を実施する考えはない」とする回答22%のうち、実施しても採算が合わないと考えている者が約72%となっている（図Ⅲ-23、24）。

**図Ⅲ-23 間伐の実施に関する意向**



**図Ⅲ-24 間伐を実施する考えのない理由**



このような経済的理由により施業意欲が低下している森林所有者に対しては、森林組合等の事業体が積極的に森林施業の実施を働きかけ、また、効率的な施業を実施することにより森林所有者の収益の確保又は負担の軽減を図ることが重要である。それを積み重ねることにより森林所有者の施業意欲を引き出すとともに森林所有者との信頼関係が構築され、長期施業受委託等が進むこととなる。この結果、事業量が確保され、事業体等が将来的に安定的な経営を実現することにつながっていくものと考えられる。

提案型集約化施業を普及・定着させるため、森林組合等の事業体は、まず、地域の森林所有者に対する説明会の開催などにより、森林施業の方針を明確に示しつつ、各々の森林の実情に応じた低コストの作業体系による間伐等の施業の実施に必要な経費等を的確に把握した上で、具体的な施業計画として森林所有者に説明し合意を得ること、長期施業受委託などの管理契約の必要性について合意形成を図ることが必要である。

また、高性能林業機械の導入に当たっては、年間を通じて高性能林業機械が稼働できる事業量を安定的に確保するとともに、機械の能力を十分に活用するため、機械の規格や性能等を考慮した上で、施業地の地質・地形等に応じた低コストで耐久性のある構造・規格等の路網を整備することが重要である。

それとともに、これらを実践できる技術者を養成することも必要である。

さらに、施業の集約化に取り組む際に必要となる森林所有者や境界、森林現況等の情報を整備するための取組を進めることが重要である。

#### (森林施業プランナー育成研修)

平成19年度から、森林現況に即した路網計画や間伐方法等の森林施業の方針、利用間伐等の施業の事業収支を示した施業提案書を作成し、それを森林所有者に提示して合意形成することができる技術者（森林施業プランナー）を育成するための「森林施業プランナー育成研修」が実施されている（図Ⅲ-25）。

図Ⅲ-25 森林施業プランナー育成研修の概要

研修の種類		研修の概要	
1年目	全国先進地 集合研修	基礎 コース	施業提案の実践により施業の集約化等に成果をあげている日吉町森林組合（京都府）において、施業提案の意義や施業提案書の基本的な考え方を学ぶ
		専科 コース	近年、提案型集約化施業の実績を作った森林組合や、低コスト作業システムの導入による集約化施業を実践している林業事業体等において先進的な事例を学ぶ
	地域実践研修	先進地集合研修の基礎コースを踏まえ、全国7ブロック12か所に分かれ、地域の提案型集約化施業の先導役となっているモデル組合等を講師として研修を実施し、施業提案書の作成や実践手法を学ぶ	
2年目	ステップアップ 研修	1年目の研修を受講した森林組合等を対象として、森林施業プランナーとしての更なるスキルアップを図るとともに、提案型集約化施業の実践に欠かせない、プランナー、経理担当、現場担当の各役割や、経営管理者が率先して指導できる能力を身に付け、これらが一体となって取り組むことの必要性を学ぶ	

平成20年度までに約300の森林組合等の事業体から約440名が1年目研修に参加し、提案型集約化施業の実践に取り組んでいる。

平成20年度からは、1年目の研修を修了した事業体がスキルアップを図るとともに、プランナー、経理担当、現場担当が一体となって提案型集約化施業を実践するためのステップアップ研修を実施しており、本年度は38の森林組合から93名が参加して行われた。

林野庁は、平成19年度の森林施業プランナー地域実践研修が終了してから6か月程経過した時点で、研修を受講した森林組合等に対し、提案型施業への取組状況についてアンケート調査を実施した。その結果、回答のあった森林組合等のうちの約7割が既に施業提案を実施していると回答している。

### ステップアップ研修の様子



現場の作業システムについての説明



森林施業プランナーへの個別指導

### 事例Ⅲ - 3

### 森林施業プランナーの活用により間伐を推進する取組

石川県の羽咋<sup>はくい</sup>森林組合は、従来中心的に実施してきた造林関係事業の減少や管内の森林資源の状況から、それまで実施したことのない利用間伐を中心とした事業への転換を図ることとした。このため、請負先である地元のエコ事業体とともに、平成17年度から提案型集約化施業を通じた利用間伐の実践に取り組んでおり、これまでに166haの利用間伐を実施した。森林所有者からは、「間伐の実施とともに作業道を開設してもらったおかげで長い間手の入らなかった森林がよみがえったように感じる。子孫のために植林や手入れを行う意欲が出てきた。」という喜びの声が寄せられている。



### (国産材の安定供給体制の整備)

施業の集約化を進めることにより、木材の生産コストの低減が図られることになる。また、一定規模の木材供給が確保されることにより、これらの木材を山元から製材工場等に対して安定的に供給できる体制が整備されることは、流通コストだけでなく、国内の製材工場等の大規模化とこれによる加工コストの低減にも寄与することとなる。この際、施業集約化に取り組む森林組合等の事業体ごとに取りまとめた原木供給可能量を地域ごとに集積し、それを川下の製材工場等の需要者に提供することにより、安定的な取引の実現に結びつけるとともに、川下からの需要に関する情報を収集することも必要である。また、集積された原木供給可能量に関する情報をもとに、需要者と供給者を的確に結びつける人材を育成することも必要である。

### (効率的かつ安定的な林業経営の確立)

施業の集約化による林業経営の規模の拡大や林業生産コストの低減の取組に加えて、第四章に記述した木材産業における流通・加工コストの低減に向けた取組等を通じて林業採算性が向上することは、森林所有者等が継続的な林業生産活動を維持できる条件の整備と、効率的かつ安定的な林業経営<sup>(注)</sup>の確立につながる。

このような林業経営の確立を目指し、今後、①人工林資源が主伐期を迎えるに当たり、主伐した箇所に確実な植林等を実施し森林資源の循環利用を安定的に担うことができる林業経営体・事業体、②提案型集約化施業により利用間伐を実施し、森林所有者の負担を軽減できる林業経営体・事業体を育成することが必要である。この際、林業経営の細分化を防止するための相続対策等、林業経営の継続が可能となるような方策についても検討が必要である。

林野庁は、平成21年度から、主伐期の到来を見据えた新たな森林経営政策の確立に向け、主伐・更新を低コスト化し、森林資源を循環的に利用する林業経営の仕組みを構築するための調査や、提案型集約化施業を普及するための、市町村や事業体等からなる協議会の設置などの対策を行うこととしている。

(注) 森林・林業基本計画において、「林家等の林業経営体においては、継続的な林業生産活動を行い、主たる従事者の生涯所得が基本的には地域における他産業従事者と遜色のない水準を確保できる（林家が法人化した会社においては、継続的な林業生産活動を行い、これに必要な適切な経費を支出した上で利益を確保できる）林業経営、林業事業体においては、生産性の高い林業生産活動を行い、これに必要な適切な経費を支出した上で利益を確保できる林業経営」を「効率的かつ安定的な林業経営」としている。